

「畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方」解説版

畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

下記年産の共済関係から適用する畑作物一次共済掛金標準率は、次により算定する。

- ・ばれいしょ及び蚕繭
 - ① 平成28年産の引受けを適正に行うことができない地域
平成29年産に係る共済関係
 - ② 平成28年産の引受けを適正に行うことができる地域
平成28年産に係る共済関係
- ・茶
平成29年産に係る共済関係
- ・その他の農作物
平成28年産に係る共済関係

1 基礎被害率・・・ d_h （①）

畑作物共済の共済目的の種類ごと（大豆については、一筆単位方式、半相殺農家単位方式及び全相殺農家単位方式の別を、茶については、半相殺農家単位方式及び災害収入共済方式の別を含む。以下同じ。）及び都道府県の区域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 畑作物一次共済掛金標準率

畑作物共済の共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し畑作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを畑作物一次共済掛金標準率とする。 →②～④

↓
 $_1P$

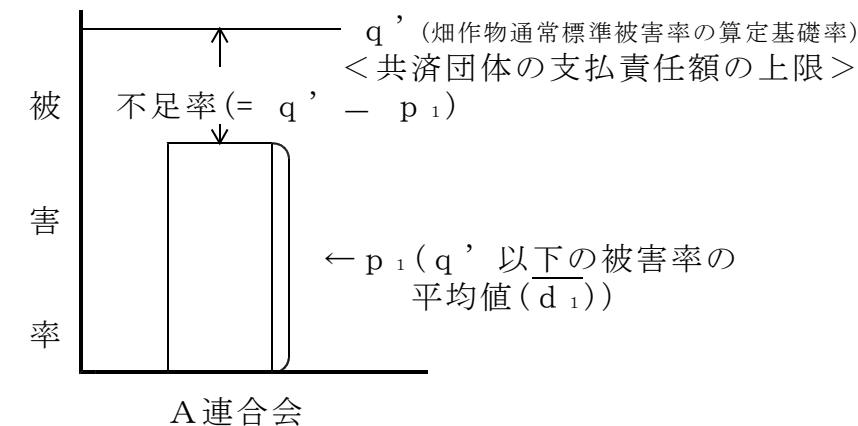
【解説】

【畑作物一次共済掛金標準率（ $_1P$ ）の算出方法】

- （1）畑作物通常標準被害率の算定基礎率（ q' ）の算定（②）
通常災害部分に係る共済団体（連合会）の支払責任額の上限を算定する基礎となる率

ア 不足率の概念

- ・ 「不足率」とは右図のとおり q' と q' 以下の被害率の平均値（ p_1 ）の差で示される部分。
- ・ これは、仮に、 q' の被害率で保険金を支払うこととなった場合には、共済団体段階で不足金が生じることから「不足率」と呼称。



イ 算定式

- ・ 不足率の「割合」及び「水準」から次式により算出。

	畑作物通常標準被害率の算定基礎率（ q' ）
・ 算定式	$p_1 = 0.9q' - 0.8$
・ 不足率の割合	$\frac{q' - p_1}{q'} = 0.25 \cdots i)$
・ 不足率の水準	$p_1 = q' - 1.0 \cdots ii)$
・ 2つの式のウェイト	$i) : ii) = 1 : 3$
・ 2つの式の合成	$ \begin{aligned} &i) \text{ 式より} \\ &\quad p_1 = 0.75q' \\ &ii) \text{ 式より} \\ &+) 3p_1 = 3q' - 3.0 \\ &\hline &4p_1 = 3.75q' - 3.0 \\ &\therefore p_1 = 0.9q' - 0.8 \end{aligned} $

（注）畑作物共済は、収穫時期に近い等の類似性のある（複数の）共済目的によって構成される区分（畑作物共済再保険区分）ごとに、各共済目的の q' を保険金額で加重平均することにより、その再保険区分の畑作物通常標準被害率（ $q \rightarrow ⑦$ ）を算出している。

- (2) 畑作物一次共済掛金標準率 (${}_1P$) の算出 (④)
- 各年の基礎被害率 (d_h) のうち、 q' 以下の被害率の平均値 ($\overline{d_1}'$) に所要の調整を行ったものと、 q' を超える部分の被害率の平均値 ($\overline{d_2}$) とを合計して算出する。

$${}_1P = \overline{d_1}' + \overline{d_2}$$

(注) 上記の $\overline{d_2}$ は、主として政府が担う部分であり、畑作物再保険料基礎率の算定基礎率 (P_s') と定義している。(→③)

なお、畑作物共済再保険区分 ((1) の(注) を参照) ごとに、各共済目的の P_s' を保険金額で加重平均することにより、その再保険区分の畑作物再保険料基礎率 (P_s →⑧) を算出している。

【畑作物二次共済掛金標準率 (${}_2P_i$) の算出方法について】・・・⑤

上記で求めた畑作物一次共済掛金標準率 (${}_1P$) について、ばれいしょ、大豆、蚕繭等7作物等は、品種、収穫時期の差異により、価格、被害の発生態様が異なることから、「類区分」を定める必要があるため、見込み共済金額により加重平均した値が畑作物一次共済掛金標準率 (${}_1P$) に一致するように、「類区分」ごとの畑作物二次共済掛金標準率 (${}_2P_i$) を定める。

(注) ${}_2P_i$ の「 i 」は、 i 番目の類区分であることを意味する。

【畑作物基準共済掛金率 (P_{ij}) の算出方法について】・・・⑥

上記で求めた畑作物二次共済掛金標準率 (${}_2P_i$) について、都道府県知事が設定する危険の程度が類似する地域 (危険階級 (j)) ごとに、見込み共済金額により加重平均した値が畑作物二次共済掛金標準率 (${}_2P_i$) に一致するように、畑作物基準共済掛金率 (P_{ij}) を算出する。